

主税局総務課 税制企画室長 齊藤 郁夫[令和5年税制改正（国税）等についてp22、参考①より、
「※ 国税庁調べ。※ 一定の仮定の下、推計により算出。」

(参考①) 加重対象となる無申告規模（単年）のイメージ（例）	加重対象となる無申告規模（単年）	(参考) 無申告の調査事案における平均的な無申告規模（単年）
所得税	売上約2,300万円・所得約1,400万円以上	売上約1,600万円・所得約960万円
法人税	売上約2,700万円・所得約1,600万円以上	売上約1,300万円・所得約800万円
消費税	課税売上5,500万円以上	(個人) 課税売上約2,300万円 (法人) 課税売上約2,500万円
相続税	相続財産約1億3,500万円以上	課税価格約8,300万円